

新潟市都市計画審議会の委員の公募に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第2条第2項第4号の市民委員の公募による選考の実施について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、4人とする。

(公募方法)

第3条 公募は、募集要項を庁内に掲示するとともに新潟市のホームページや広報紙に掲載することにより行う。

(応募資格)

第4条 公募により委員に応募できる者は、募集締切日現在で次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者（ただし、本市の職員及び市議会議員を除く）
- (2) 満18歳以上の者
- (3) 本市の他の附属機関等の委員となっていない者

(応募方法)

第5条 小論文に住所、氏名、性別、生年月日、職業、連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を添えて応募するものとする。

(選考方法)

第6条 公募委員は、以下の方法により選考するものとする。ただし、公募及び選考の結果、定数に満たない場合又は任期の途中で欠員が出た場合は、別に市長が選任できるものとする。

(1) 第1次選考

第1次選考は、第7条に定める選考委員会が書類審査により行ない、第1次選考の結

果、選定者が公募委員定数以下の場合は、第1次選考により公募委員を決定する。

(2) 第2次選考

第1次選考の結果、選定された者が公募委員定数を超える場合は、公開抽選の方法により決定するものとする。

(選考委員会)

第7条 公募委員の第1次選考を実施するため、次項の委員で構成される「選考委員会」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の委員は、都市政策部長及び条例第2条第2項第1号の委員の中から2名を都市政策部長が指名するものとし、委員長は都市政策部長とする。

3 選考基準は選考委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月14日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月7日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日より施行する。